

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人太陽国際特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒160-0022 日本国東京都新宿区新宿4丁目3番17号		発送日 (日.月.年) 19.03.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 HZ-F03506-00		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/045517	国際出願日 (日.月.年) 11.12.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08J5/18(2006.01)i, C08G59/24(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日立化成株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 06.03.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 芦原 ゆりか	4F 9161
		電話番号 03-3581-1101	内線 3430

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-4, 6-12	有
	請求項	5	無
進歩性 (IS)	請求項	2, 3, 6, 8, 9	有
	請求項	1, 4, 5, 7, 10-12	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-12	有
	請求項		無

## 2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2013-545141 A (エルジー・ケム・リミテッド) 2013.12.19, 特許請求の範囲、[0031]、[0034] ~ [0036]、[0039] ~ [0042]、[0056]、実施例、図3 & US 2012/0224126 A1, クレーム, [0022], [0026] - [0029], [0032] - [0035], [0049], 実施例, 図3 & WO 2012/064139 A1 & KR 10-2012-0050397 A & TW 201233546 A & CN 103210327 A & JP 2016-26305 A
- 文献2 : JP 7-278326 A (住友化学工業株式会社) 1995.10.24, 全文 & US 5688436 A & EP 617111 A1 & CA 2119484 A
- 文献3 : JP 2005-173410 A (ソニーケミカル株式会社) 2005.06.30, 全文 & US 2007/0114491 A1 & WO 2005/057258 A1 & EP 1693690 A1 & TW 200521209 A & KR 10-2006-0097561 A & CN 1886681 A
- 文献4 : WO 2016/104772 A1 (日立化成株式会社) 2016.06.30, 全文 & US 2017/0349695 A1 & EP 3239206 A1 & CN 107108856 A & KR 10-2017-0103797 A & TW 201630959 A

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、反射光の中心波長が互いに異なる2種類以上のコレステリック配向された液晶（以下「CLC」）領域を含む単一層の液晶層を有し、ヘイズが5%以上である、液晶フィルムについて記載され、液晶層は、化学式1で表示される重合性液晶化合物を含む組成物をコーティングし重合させて形成されること、前記重合性液晶化合物は、エポキシ基を有すること、液晶層におけるCLC領域は、螺旋形で回転しているCLC分子を含み、通常、CLC分子の長軸の螺旋軸は、液晶層の厚さ方向に対して平行になるように配向すること、液晶層は、例えば、3  $\mu$ m ~ 8  $\mu$ m または 4  $\mu$ m ~ 6  $\mu$ m の厚さを有することが、記載されている。

（補充欄に続く）

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 1, 4, 7, 10-12 に係る発明は、上記文献 1 より進歩性を有しない。

文献 1 においては、B ステージフィルムとする点について記載されていない。

しかしながら、エポキシ樹脂等の硬化樹脂層を形成する際に、硬化性樹脂の B ステージ化フィルム・シートを用いることは、文献を挙げるまでもなく周知技術であるから、文献 1 において、当該周知技術を適用して B ステージフィルムを製造することは、当業者であれば容易に想到し得ることである。

また、文献 1 において、エポキシ基を有する重合性液晶化合物に、周知のアミン等硬化剤を配合することは、当業者であれば適宜なし得ることにすぎない。

請求項 2, 3, 6, 8, 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。

特に、液晶性モノマーを用いて形成された樹脂硬化フィルム又は樹脂 B ステージフィルムの製造において、フィルムの平均厚みを  $8\ \mu\text{m}$  未満として、さらなる熱伝導性の向上を図る点については、何れの文献にも開示されていない。